

## 2020年サマリー

### 上場企業のコーポレート・ガバナンス調査

日本取締役協会(2020年8月1日)

日本の上場企業のコーポレート・ガバナンス改革の歩みを、特に社外取締役・独立社外取締役の就任数の観点から、定点観測を行っています。

コーポレートガバナンス改革のながれのなかで、2019年に成立した改正会社法により、社外取締役の選任が義務付けられました。

東証1部上場企業においても、複数名を選任する企業も97.5%に達しています。関係者の努力もあり、国際的に見ても、それなりの形式は整ったと言えるでしょう。(p2, 巻末情報)

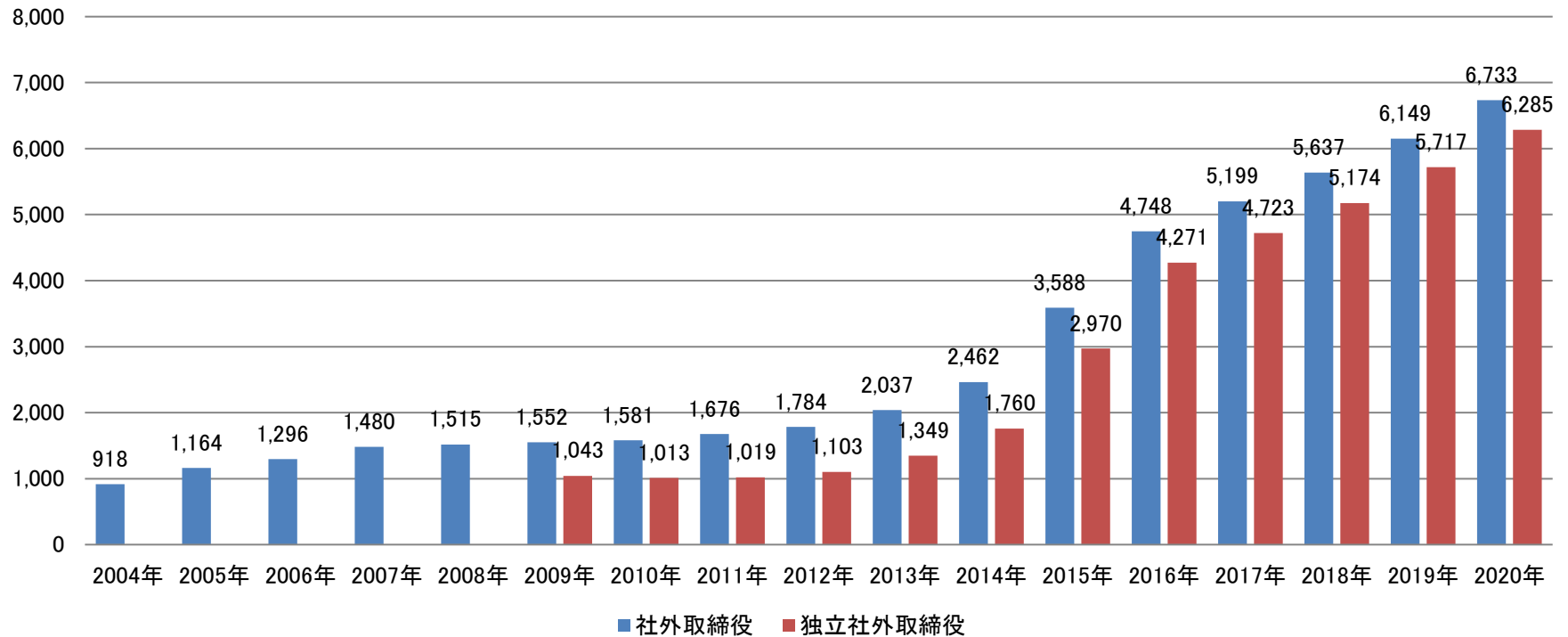
本年の調査結果では、社外取締役の取締役会に占める比率が3分の1以上を占める企業数も、昨年比で14%増(p3参照)、東証1部上場企業2,172社中、1,422社と大半を占めるようになりました。

さらに内容を見ますと、指名・報酬委員会(任意も含む)のいずれかを設置する企業は、昨年の53%に対して、61%と大きな増加となりました(p8)。取締役会のコンパクト化(p7)も含め、コーポレートガバナンスの実効性を高めようとする取り組みがうかがえます。

本調査は、東京証券取引所1部上場企業のコーポレート・ガバナンス体制整備への過程を、2004年～2006年は有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降は東京証券取引所コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して、毎年8月1日に集計しています。

社外取締役、独立社外取締役の要件については巻末をご参照下さい。

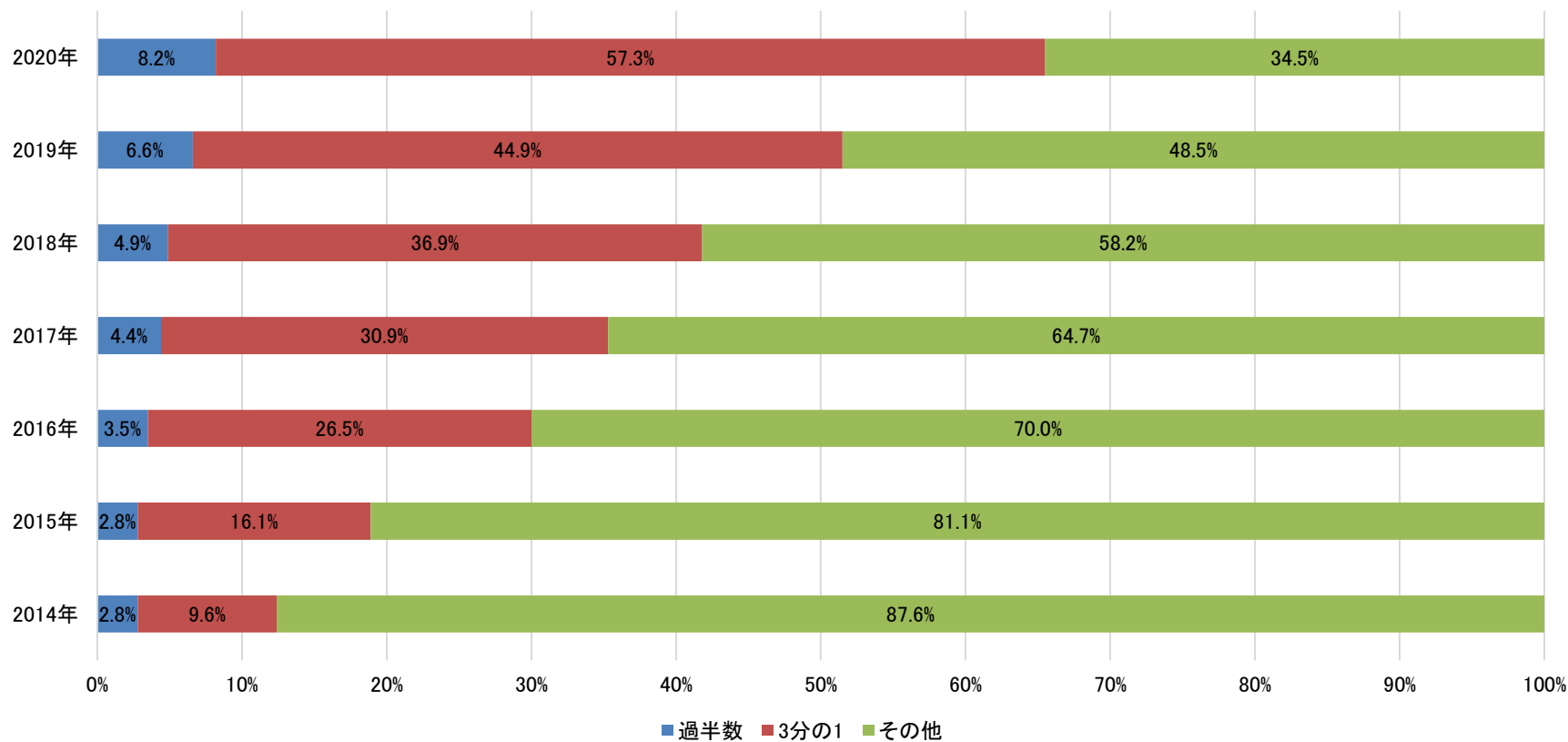
### 社外取締役/独立社外取締役 人数(東証1部)



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

比率	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
社外取締役選任企業	30.2%	35.0%	39.1%	44.0%	45.0%	46.3%	48.2%	51.4%	54.2%	62.2%	74.4%	94.7%	98.9%	99.6%	99.8%	99.9%	99.9%
独立社外取締役選任企業							31.6%	34.6%	37.5%	46.7%	61.7%	87.7%	97.2%	98.8%	99.4%	99.7%	99.7%

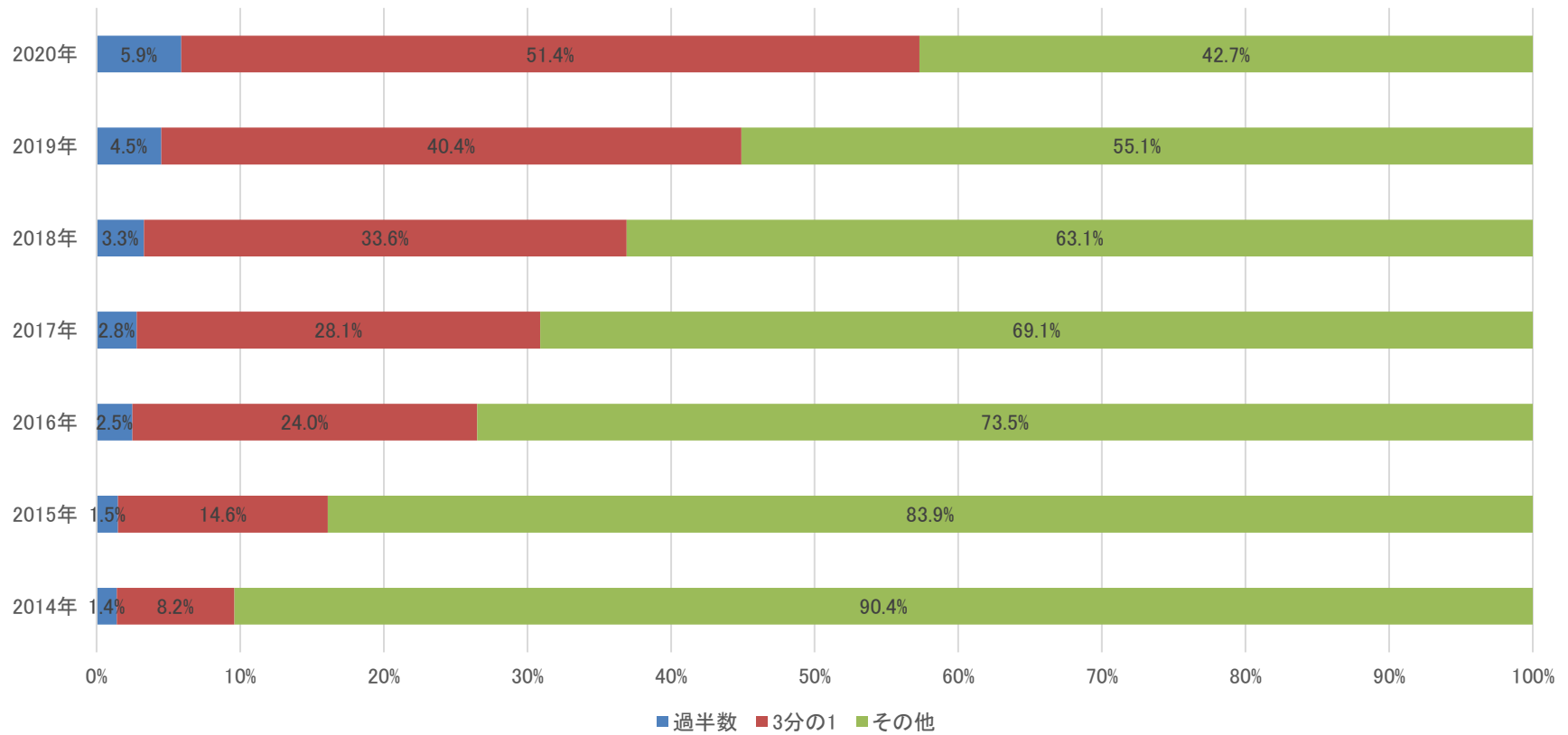
## 取締役会に占める社外取締役の比率(東証1部)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社数	過半数	3分の1	その他
2020年	177	1245	750

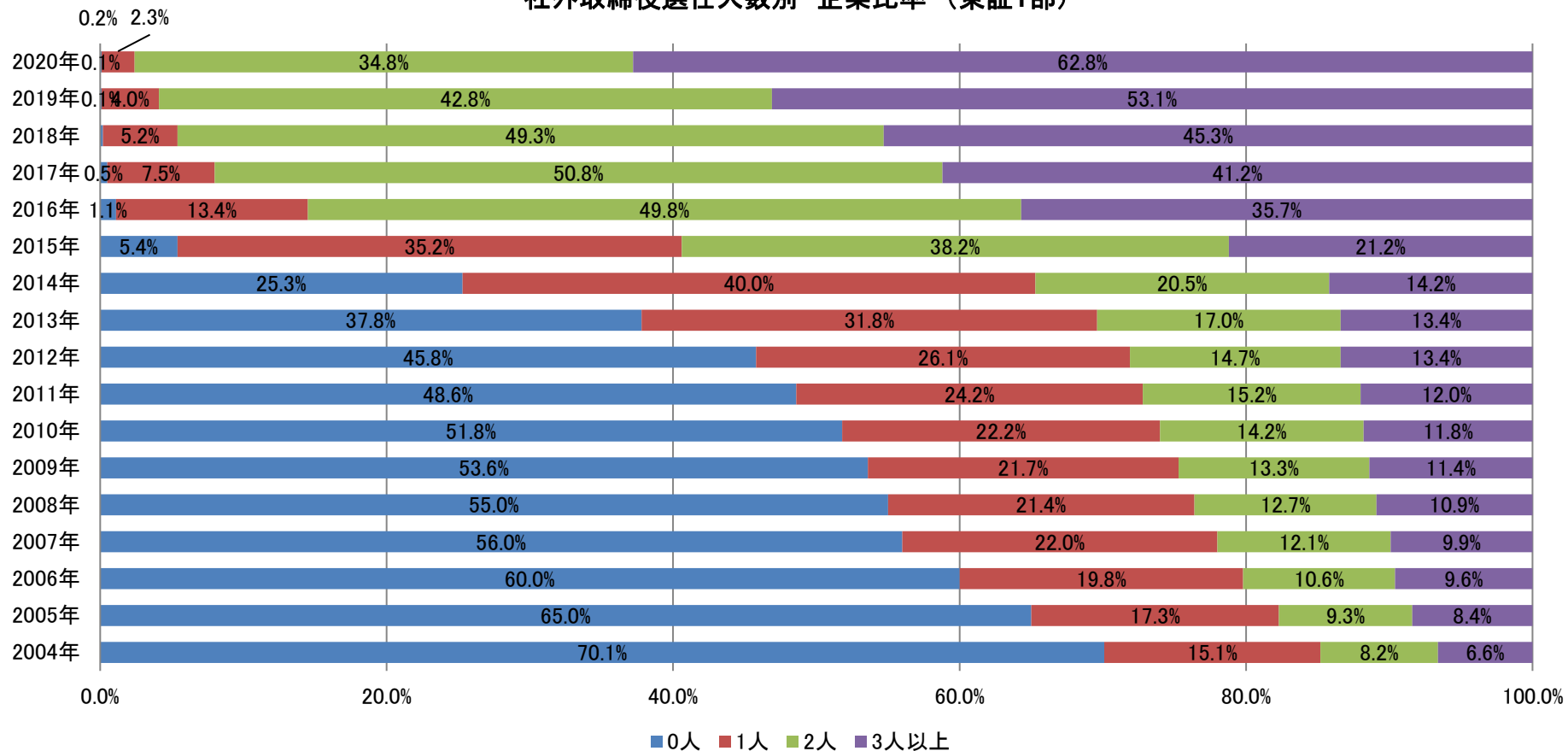
## 取締役会に占める独立社外取締役の比率(東証1部)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社数	過半数	3分の1	その他
2020年	127	1118	927

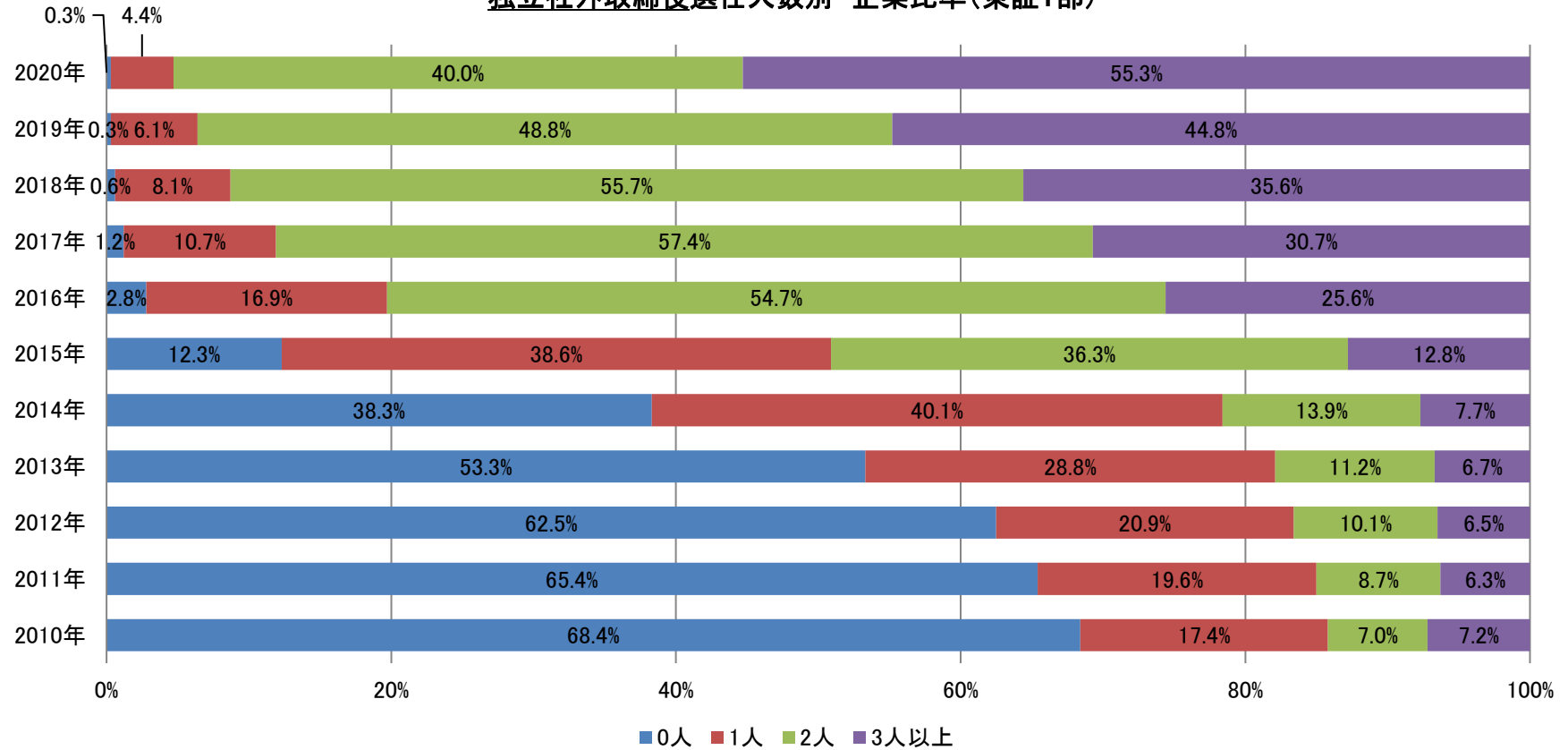
### 社外取締役選任人数別 企業比率（東証1部）



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
2020年	3	49	755	737	358	169	52	32	8	7	2

### 独立社外取締役選任人数別 企業比率(東証1部)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
2020年	6	96	868	692	302	125	46	31	5	0	1

## 取締役の人数(東証1部)

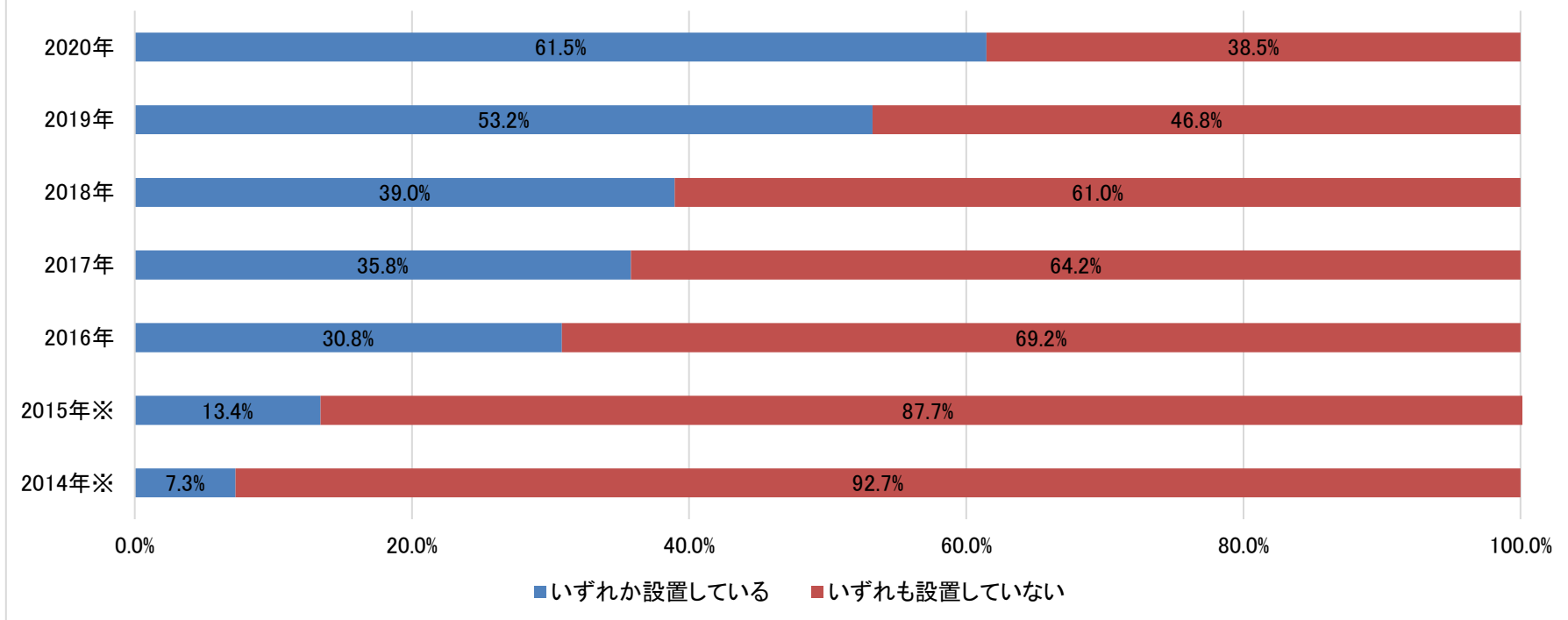
### 東証1部企業の取締役総数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
16,584	16,474	16,493	16,397	16,026	15,403	14,982	14,791	14,636	15,036	15,689	16,874	18,304	18,797	19,267	19,504	19,410

### 東証1部企業の取締役、1社あたりの平均人数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
10.3	9.9	9.4	9.5	9.3	9.1	8.9	8.7	8.7	8.6	8.6	8.9	9.3	9.3	9.2	9.1	8.9

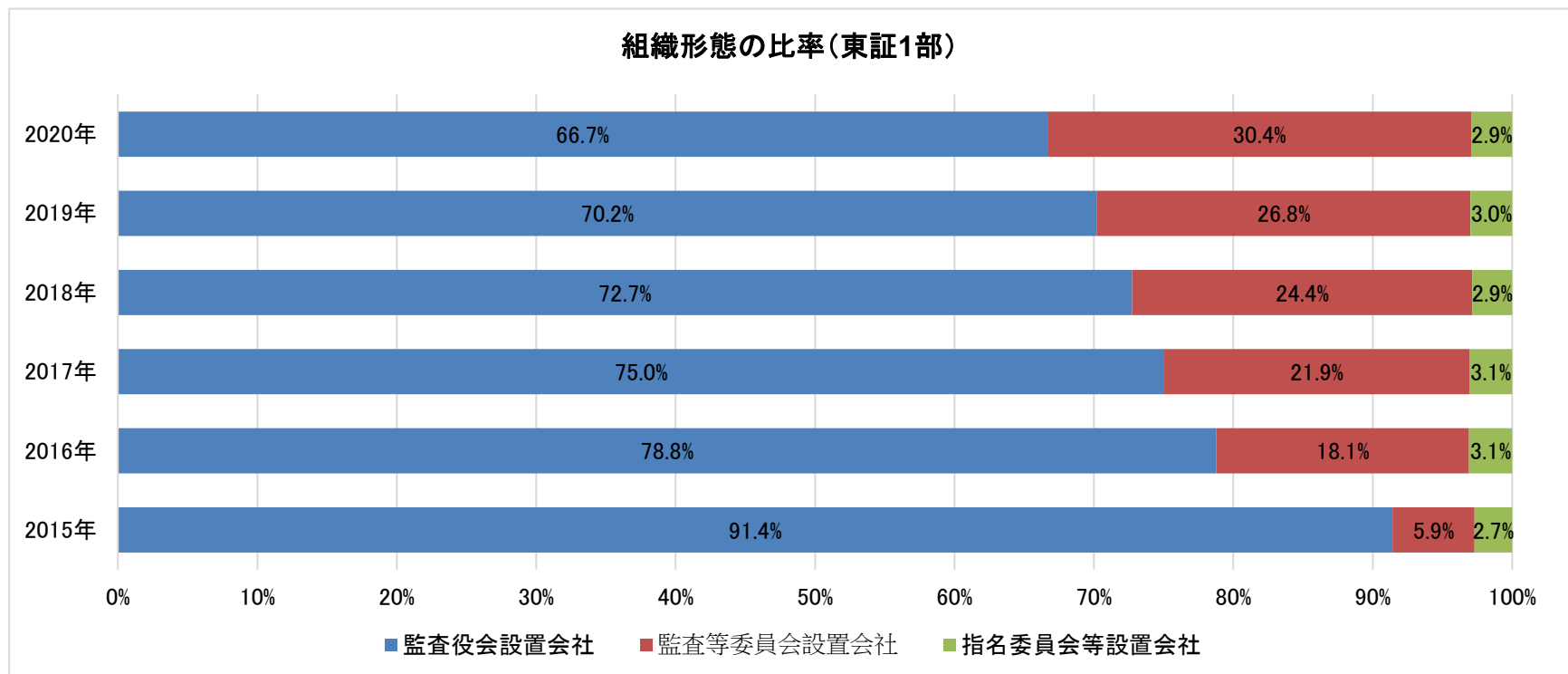
### 指名・報酬委員会(任意含む) 設置の有無(東証1部)



※は東証コーポレートガバナンス白書より算出。その他は東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

組織形態別(社数)	指名・報酬	指名のみ	報酬のみ	両方設置していない	合計
任意(監査役設置会社)	824	8	59	557	1,448
任意(監査等委員会設置会社)	357	4	20	280	661
法定(指名委員会等設置会社)	63				63
東証1部全体	1244	12	79	837	2,172





東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社数	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
監査役会設置会社	1,726	1,552	1,516	1,529	1,508	1,448
監査等委員会設置会社	111	357	442	513	575	661
指名委員会等設置会社	51	61	62	60	64	63
東証1部全企業	1,888	1,970	2,020	2,102	2,147	2,172

## 参考 コーポレートガバナンス改革 制度等の変遷(1/2)

### 2014年

- 2月 日本版スチュワードシップコード公表(金融庁/企業との対話を通じて中長期的な成長を促す為の機関投資家に求められる行動原則)
- 6月 改正会社法成立(独立社外取締役導入実質義務化、監査等委員会設置会社新設)
- 6月 政府・成長戦略に「企業の稼ぐ力」の為にコーポレートガバナンス強化が明記される
- 6月 社外役員等に関するガイドライン(経済産業省)
- 8月 伊藤レポート公表(経済産業省)
- 8月 コーポレートガバナンス・コード検討開始(金融庁・東京証券取引所)

### 2015年

- 5月1日 改正会社法 施行
- 6月1日 コーポレートガバナンス・コード適用開始(東京証券取引所 上場企業)
- 7月 コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 報告書(経済産業省)

### 2017年

- 3月 CGS研究会報告書—実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引(CGSレポート)(経済産業省)
- 4月 対話型株主総会プロセスの実現に向けた取組状況についてフォローアップを実施(株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会)(経済産業省)
- 4月 法制審議会—会社法制(企業統治等関係)部会 設置 (法務省)
- 5月 価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスを策定—ESG・非財務情報開示と無形資産投資の促進(経済産業省)
- 5月 スチュワードシップ・コード(改訂版)の公表(金融庁)
- 10月 伊藤レポート2.0 公表(経済産業省)

### 2018年

- 1月 相談役・顧問等の開示に関するコーポレートガバナンスに関する報告書記載要領の改訂 適用開始(東京証券取引所)
- 2月 次期会社法改正 中間試案公表
- 6月 投資家と企業の対話ガイドライン 公表(金融庁)
- 6月 コーポレートガバナンス改訂版 適用開始(東京証券取引所)
- 9月 CGS(コーポレートガバナンス・システム)ガイドライン改訂版 公表(経済産業省)

## 参考 コーポレートガバナンス改革 制度等の変遷(2/2)

### 2019年

- 1月 改正開示府令が公布。4月より一部適用が始まる。(金融庁)
- 5月 攻めの経営を促す役員報酬の改訂を公表(経済産業省)
- 6月 グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の公表(第2期、CGS研究会、経済産業省)
- 12月 第200回国会(臨時会)にて、会社法改正案成立

### 2020年

- 3月 スチュワードシップ・コード 再改定版 公表(金融庁)
- 7月 事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて(経済産業省)
- 7月 社外取締役の在り方に関する実務指針の策定(経済産業省)

★ガイドライン・コード類は、日本取締役協会ホームページ>ガバナンス情報>ガバナンス情報まとめにURLを掲載しています。

★本調査に関する問い合わせ ホームページ>トップページ下段>お問い合わせよりお願いいたします。

## 用語解説

### 社外取締役（会社法2条15号）（平成26年改正）

社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

### 独立社外取締役（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

(A) A、B又はCに掲げる者

(B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(C) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

E. 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

(A) Aから前Dまでに掲げる者

(B) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(C) 上場会社の子会社の業務執行者

(D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

(H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者